豊明市介護支援専門員連絡協議会会則

第1章　総則

（名称）

1. 本会は、豊明市介護支援専門員連絡協議会（以下「本会」という。）と称する。

（目的）

1. 本会は、豊明市内の医療、介護、介護予防を必要とする本人、その家族等に良質な居宅介護支援等を提供して、安心して暮らすことができる環境づくりに貢献することを目的とする。

（活動内容）

1. 本会は、前条に定める目的の実現に向けて、次の活動を行う。

（１）会員及び各関係団体の調整・連携に関すること。

（２）会員が必要としている情報の提供に関すること。

（３）会員の職務に関する知識・技能の向上に関すること。

（４）豊明市と周辺住民のために本会として必要なこと。

（５）豊明市役所と連携や協議した内容に関すること。

（６）その他本会の目的を実現する為に必要なこと。

第2章　会員

（種別）

1. 本会の会員は豊明市内で居宅サービス計画や介護予防サービス計画、介護予防ケアマネジメントを作成する、又は作成する予定の介護支援専門員と地域包括支援センター職員とする。

（参加要件）

1. 運営について協力すること。

（１）要請があった場合に、運営委員を担うこと。

（２）「いきいき笑顔システム」への事業所登録を行うこと。ICT環境が整っていない場合は、準備ができ次第登録を行うこと。

（会費）

1. 年会費はない。
2. 必要経費が発生した場合、その都度、参加費としての徴収を行なう。

（入会と退会）

1. 入退会は事務局で届出書を受け付け、会長と副会長の総意にて決定する。

（除名退会）

1. 社会的規範からの著しい逸脱、ならびに法的処罰を受けた会員は、運営委員会の総意をもって、会員本人への指導、勧告、注意を可能とし、本人の合意無く除名退会できるものとする。

第3章　役員等

（役員の種類及び定数）

1. 本会に次の役員を置く。

（１）会長　1名

（２）副会長　1名

（３）書記　1名

（４）上記（１）から（３）を含め、運営委員は全５名とする。

（選任・任期）

1. 本会の役員の選出は運営委員会で推薦し、総会において選出する。
2. 任期は１年とする。ただし、再任を妨げないが、継続任期は３年迄とする。

2．前項にかかわらず、役員は後任者が選任されるまでは在任する。

3．役員に欠員が生じた場合に置ける後任の任期は、前任者の残任期間とする。

（職務）

1. 会長は、本会を代表し会務を統括する。

2．副会長は、会長を補佐し会長に事故がある時、又は会長が欠けたときはその職務を代行する。

3．書記は、本会の記録業務を担当する。

4．運営委員は、運営委員会を構成し、会務を執行する。

（開催）

1. 運営委員会を適宜開催し、会長が必要と認めた場合に開催する。

第4章　総会および運営委員会

（構成）

1. 本会の総会は定期総会と臨時総会とする。

2．総会は会員をもって構成する。

（開催）

1. 定期総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時総会は、会長が必要と認めた場合に開催する。

（招集）

1. 総会は会長が招集する。

2．会長は、総会開催の7日前までに、会員に対して総会の招集通知を発する。

（議長）

1. 総会の議長は会長がこれにあたる。

（権限）

1. 総会は次の項目について決議する。

（１）事業計画

（２）事業報告

（３）会長の選任及び役員・運営委員の承認

（４）その他会に関する重要事項

（決議）

1. 総会の決議は、会員の過半数が出席し、出席した会員の過半数をもって決議する。

2．総会に出席できない会員は、委任状をもって代理人にその議決権を代理執行させることができる。その場合において、その会員は総会に出席したものとみなす。

（議事録）

1. 総会の議事については議事録を作成する。

（運営委員会）

1. 運営委員会は、会長が必要と認めたときのほか、副会長から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

2．運営委員会は、次の事項を決議する。

（１）総会に関する事項

（２）総会の決議した事項の執行に関する事項

（３）本会の職務を総括し、運営することに関する事項

（４）その他の総会の決議を要しない事項

3．運営委員会の議長は、会長がこれにあたる。

4．運営委員会は運営委員の過半数の出席で成立し、出席した運営委員の過半数をもって決する。

第5章　定例会

（定例会）

1. 本会は、第2条の目的の範囲内において、会員の交流および知識・技能の研鑽等に資する定例会を開催する。

（開催）

1. 本会の定例会は年間4回の開催を基本とする。

2．他団体との合同開催であっても構わない。

（招集）

1. 定例会の案内通知は、定例会の7日前までに各会員に対して発する。

第6章　事務局

（設置）

1. 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2．事務局は、市内の地域包括支援センターで担当し、各1名を事務局員として選出する。

3．事務局は、各会員への連絡や、協議会の窓口としての役割を担い、会員名簿の作成管理を行う。

（書類の備え付け）

1. 事務局には、次に掲げる書類を備え置く。

（１）会則

（２）役員名簿

（３）会員名簿

（４）議事録

第7章　オブザーバー

（設置）

1. 本会に次に掲げる機関をオブザーバーとして置く。

（１）豊明市高齢者福祉課介護保険係

（２）藤田保健衛生大学地域包括ケア中核センター

第8章　事業年度

（事業年度）

1. 本会の事業年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。

第9章　会員情報

（会員情報の取り扱い）

1. 本会に登録される会員の事業所名または個人の氏名ならびに会員の所在地、電話番号、ファックス番号（以下、「会員情報」という。）は、第2条および第3条に基づく活動趣旨の範囲内で使用するものとし、その他の目的で使用する場合は、個別に会員の同意を得ることとする。

第10章　雑則

（委任）

1. この会則の定めるもののほかに、本会の運営に必要な事項は、運営委員会がこれを定める。

（変更）

1. この会則は、総会において、会員の過半数が出席し、出席者した会員の過半数の承認がなければ変更できない。

附則

1．豊明市介護支援専門員連絡協議会は平成28年12月21日設立する。

2．この会則は平成28年12月21日より施行する。